6　この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。この協定の適用を受ける核物質の国際輸送について、日本国及びカザフスタン共和国は、核物質の防護に関する条約に適合するように行動する。日本国及びカザフスタン共和国は、それぞれ、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。（第七条関係）

7　この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外（供給締約国政府の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。（第八条関係）

8　両国の間において移転される核物質等は、供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、当該核物質等が受領締約国政府の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。この協定の適用を受ける核物質等は、受領締約国政府の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなる。（第九条関係）

9　原子力の平和的利用の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定は、この協定が効力を生ずる時に両締約国政府の間で終了する。（第一〇条関係）

10　この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、相互に協議を行う。この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介等によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。（第一一条関係）

11　日本国政府又はカザフスタン共和国政府は、それぞれ、カザフスタン共和国又は日本国について、この協定の一定の規定に対する違反をする場合等には、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。（第一二条関係）

12　各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。この協定は、一〇年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の六箇月前までにこの協定を終了させる意思を通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長される。協力の停止又はこの協定の終了後においても、一定の規定は、引き続き効力を有する。（第一四条関係）

13　附属書Aは、核物質ではない特別な資材及び設備とされるものを、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

条　約

条約第五号

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定

日本国政府及びカザフスタン共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

原子力の平和的利用の分野において引き続き協力することを希望し、

これまで両締約国政府の間で適用されてきた千九百九十一年四月十八日に作成された原子力の平和的利用の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定（以下「旧協定」という。）の下での原子力の平和的利用における日本国とカザフスタン共和国との間の緊密な協力を考慮し、

また、日本国及びカザフスタン共和国の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約（以下「不拡散条約」という。）の当事国であることを考慮し、

日本国及びカザフスタン共和国の双方が国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国であることを認識し、

千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日本国に関する保障措置協定」という。）に従い、日本国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

また、二千四年二月六日に作成された追加議定書により補足された千九百九十四年七月二十六日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のためのカザフスタン共和国と国際原子力機関との間の協定（以下「カザフスタン共和国に関する保障措置協定」という。）に従い、カザフスタン共和国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

両締約国政府が原子力供給国グループの参加政府であることに留意して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a)　「者」とは、個人又は団体をいい、両締約国政府を含まない。

(b)　「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。

(i)　原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

他の物質であって両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

両締約国政府により合意されるその他の物質